

# 旭川市介護予防インストラクター派遣事業実施業務に係る公募型プロポーザル実施要領

旭川市介護予防インストラクター派遣事業実施業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、参加要件及び審査内容等は、次のとおりとする。

## 第1 目的

市内に居住する高齢者の地域における自主的な介護予防活動を促進することを目的とした本業務を適正かつ効果的に実施する業務の受託を希望する法人を募集し、受託候補者を特定する。

## 第2 業務概要

- 1 業務名 旭川市介護予防インストラクター派遣事業実施業務
- 2 業務内容 別に定める旭川市介護予防インストラクター派遣事業実施要綱及び令和8年度旭川市介護予防インストラクター派遣事業実施業務仕様書のとおり
- 3 履行期間 令和8年4月17日から令和9年3月31日まで
- 4 委託料の目安

この業務全体に係る委託料は、公募の日においておおむね最大で3,974,000円を見込んでいることから、業務委託料の積算に当たっては、これを参考とすること。

なお、本事業の契約締結は、令和8年度予算が成立し、配当されることを条件とする。

## 第3 契約担当部局

〒070-8525 旭川市7条通9丁目総合庁舎2階

旭川市福祉保険部長寿社会課地域支援係

電話 0166-25-5273

FAX 0166-29-6404

E-mail chojushakai@city.asahikawa.lg.jp

## 第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、旭川市内に事業所を有する法人で、次の全ての要件を満たしているものとする。

- (1) 参加表明書の提出日において、旭川市内における高齢者に対する運動指導に係る実務実績が1年以上ある者であること。
- (2) 参加表明書の提出日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から参加表明書の提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 参加表明書の提出日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づ

き更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

- (5) 参加表明書の提出日において、市税の滞納がない者であること。

## 第5 参加表明手続

### 1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

#### (1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 登記事項証明書（現在又は履歴事項全部証明書）※3か月以内のもの

ウ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）※直近1事業年度分

エ 納税証明書（市税に滞納がないことの証明）※3か月以内のもの

#### (2) 提出期限 令和8年1月16日（金）午後5時まで

#### (3) 提出場所 第3に同じ。

#### (4) 提出方法 持参によること。郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。

### 2 参加資格の確認等

#### (1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和8年1月20日（火）までに次に掲げる事項を記載した参加資格要件確認結果通知書を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあっては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあっては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

#### (2) (1)のイの通知を受けた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和8年1月22日（木）午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参によること。郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。

#### (3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和8年1月26日（月）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

## 第6 企画提案書及び企画提案書別紙（以下「企画提案書等」という）作成要領

企画提案書等を提出する者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書等を作成し、提出するものとする。

### 1 提案内容

#### (1) 法人に関する項目

- ・受託を希望する理由
- ・高齢者の運動指導に関する経験及び実績等
- ・介護予防事業における本業務の意義
- ・法人として、サービスの質の向上に向けて日頃から取り組んでいること

#### (2) 実施内容について

- ・インストラクター派遣希望団体と行う支援に係る打合せの内容
- ・指導を行う主な運動の内容
- ・住民主体の通いの場の参加者が指導を受けた運動を自分たちで継続するための指導内容及び配付資料の工夫点

#### (3) 安全管理体制等について

- ・参加者の身体機能に合わせて運動プログラムを実施するために留意すること
- ・事故発生時及びその後の対応について

### 2 提出書類

企画提案書（様式2）を6部（原本1部、写し5部）

### 3 企画提案書等の交付

#### (1) 交付場所 第3に同じ。

#### (2) 交付期間 令和8年1月6日（火）から1月27日（火）までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

#### (3) その他 旭川市ホームページからのダウンロードによる取得も可能とする。

（<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/osirase/d080922.html>）

### 4 提出方法等

#### (1) 提出期限 令和8年1月28日（水）午後5時まで

#### (2) 提出先 第3に同じ。

#### (3) 提出方法 持参によるものとし、郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない（受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。）。

#### (4) 提出部数 6部（1部を原本とし、5部をその写しとする。書類がカラーの場合は、写しもカラーとする。）

### 5 企画提案書等の著作権等の取扱い

#### (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

#### (2) 市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

#### (3) 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、旭川市情報公開条例（平

成17年旭川市条例第7号)の規定による請求に基づき、第三者に公開することができるものとする。

## 第7 質疑応答等

(1) 企画提案書等の作成について質問がある場合においては、次のとおり提出するものとする。

ア 提出書類 質疑応答書(様式3)

イ 提出期間 令和8年1月6日(火)から1月27日(火)まで(持参の場合は、当該期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までの受付とする。)

ウ 提出先 第3に同じ。

エ 提出方法 持参、郵送、電子メール又はファクシミリのいずれかの方法によること。

(2) 質問の回答は、質問者に対し、電子メール又はファクシミリにより回答するものとする。

また、併せて、旭川市長寿社会課ホームページにおいて当該回答内容を公表するものとする。

## 第8 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 第4の参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

## 第9 企画提案の審査方法及び評価基準

### 1 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び受託候補者の特定を行うため、旭川市介護予防インストラクター派遣事業実施業務プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

### 2 審査項目及び評価基準

企画提案書等により、次の審査項目について、別紙で示す評価基準に基づき、審査及び評価を行う。

(1) 法人に関する項目

(2) 実施内容について

(3) 安全管理体制等について

### 3 受託候補者の特定

審査会において、2の審査及び評価基準により、各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、評価点の合計が基準点(180点)に達した者のうち、最も評価点の高い者を

受託候補者として特定する。

なお、この評価点については、審査項目ごとに最高点及び最低点を付けた委員の点数を除くものとし、同一の審査項目において最高点又は最低点を付けた委員が複数となつたときは、それぞれいづれか1名の委員の点数を除くものとする。

また、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

#### 4 審査結果の通知

(1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全員に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者

イ 評価点

ウ 受託候補者にあっては、今後の契約手続に関するこ

エ 受託候補者とならなかつた者にあっては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 受託候補者とならなかつた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができるものとする。

ア 提出期間 (1)の通知があつた日から7日以内の日までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 提出場所 第3に同じ。

ウ 提出方法 持参によるものとし、郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和8年3月27日（金）までに説明を求めた者に対し、理由説明書を送付する。

#### 5 審査結果の公表

市は、受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 受託候補者

(2) 評価点

(3) 受託候補者の特定の理由

### 第10 契約に関する基本事項

#### 1 契約の締結

市長は、受託候補者と当該業務の内容について合意の上、業務1件（インストラクターの派遣希望があつた1団体に対してインストラクターを派遣1回することに伴う一連の業務）分の見積書を徴収し、予定価格の範囲内であった場合に、随意契約の方法により、契約を締結するものとする。ただし、受託候補者が第8のいづれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本市は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあっても、本市は一切の損害を負担しない。

## 2 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則（昭和39年旭川市規則第22号）第24条各号の規定に該当する場合は免除するものとする。

## 3 契約書作成の要否

要する。

## 4 支払条件

実績に基づく後払とし、その支払回数は1回とする。

## 第11 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。ただし、参加表明書等の提出期限までに参加申込みがない場合は、別途追加募集等を行う。

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書等の提出	令和8年1月6日（火）から1月16日（金）までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
参加資格要件確認結果通知及び企画提案書提出要請	令和8年1月20日（火）
企画提案書等の提出	令和8年1月28日（水）午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
審査結果の通知	令和8年2月下旬
受託候補者の見積合わせ	令和8年3月下旬
契約締結	令和8年4月上旬

## 第12 その他

- 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 提出された書類は返還しない。
- 提出された書類等は、企画提案者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

評価基準

企画提案者名

審査項目	評価割合	評価点	評価及び評価点数				
			極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
1 法人に関する項目	40／100						
応募の動機は適切であり、意欲は十分か	10点		10・9	8・7	6・5	4・3	2・1・0
高齢者に対する運動指導の経験及び実績は十分か	10点		10・9	8・7	6・5	4・3	2・1・0
本事業の趣旨を理解しているか	10点		10・9	8・7	6・5	4・3	2・1・0
法人として、サービスの質の向上に向けて日頃から取り組んでいるか	10点		10・9	8・7	6・5	4・3	2・1・0
小計 1							/40
2 実施内容について	40／100						
事業申込者のニーズに基づいた支援を行うための打合せに配慮できているか	15点		15・14・13	12・11・10	9・8・7	6・5・4	3・2・1・0
指導を行う運動の内容は適切か	10点		10・9	8・7	6・5	4・3	2・1・0
住民主体の通いの場の参加者が指導内容を自分たちで継続するための指導内容及び配付資料について配慮できているか	15点		15・14・13	12・11・10	9・8・7	6・5・4	3・2・1・0
小計 2							/40
3 安全管理体制等について	20／100						
参加者の身体機能の把握とそれに合わせた運動プログラムの立案について配慮できているか	10点		10・9	8・7	6・5	4・3	2・1・0
事故発生時及びその後の対応についての緊急体制が整備されているか	10点		10・9	8・7	6・5	4・3	2・1・0
小計 3							/20
合計 (小計 1 + 小計 2 + 小計 3 )	100/100						/100

委員氏名